

公益社団法人 木更津法人会 職員慶弔規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会の職員の慶弔に関する祝い金等、並びに疾病・事故で死亡または入院した際の見舞金に関する事項を規定する。

(適用範囲)

第 2 条 この慶弔等規程は、職員就業規則第2条で定める正規職員及び嘱託職員にその職位の如何を問わず適用する。

(種類)

第 3 条 本規程の給付金の種類は次とおりとする。

- (1) 結婚祝い金
- (2) 出産祝い金
- (3) 弔慰金
- (4) 表彰副賞
- (5) 高度障害見舞金
- (6) 入院見舞金

(遺族の範囲と順位)

第 4 条 本人が死亡している場合の給付金は、下記に定める遺族に対して支給する。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母・兄弟姉妹

2 給付金支給の順位は、前項各号の順序による。

3 給付金を受ける権利を有する遺族が死亡した場合、その者に係わる権利は消滅し、次の順位の遺族に移るものとする。

(届出)

第 5 条 職員が、本規程により第3条に規定する給付金の支給を受けようとする場合には、原則として書面により届け出なければならない。

ただし、第3条4号については、この限りではない。

また、本人による届け出が困難な場合は、本人の収入により生計を維持している家族または遺族による届け出にて支給を行う。

(支給額)

第 6 条 第3条で定める給付金の支給額は、次のとおりとする。

内容	金額
(1) 結婚祝い金 本人の結婚	30,000 円
(2) 出産祝い金 本人または配偶者の出産	10,000 円
(3) 弔慰金 本人の死亡 配偶者の死亡 父母または子女の死亡 (義父母の場合は同居に限る)	30,000 円 20,000 円 10,000 円
(4) 表彰副賞	状況に応じて
(5) 高度障害見舞金 疾病・事故により所定の高度障害状態になったとき	20,000 円
(6) 入院見舞金 疾病または事故により、継続して10日以上入院したとき	10,000 円

2 結婚の場合、祝い金の他に会長名の祝電を贈ることも可能とする。

3 前項3号について、弔慰金の他に、会長名の生花並びに弔電を贈ることも可能とする。

(支給方法)

第 7 条 給付金の支給は現金によるものとする。

(給付金の流用禁止)

第 8 条 公益財団法人全国法人会総連合が運営する「法人会事務局役職員見舞金制度」の給付金を本規程の弔慰金に流用してはならない。

(改廃)

第 9 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年9月17日の理事会で承認され、令和3年4月1日から適用する。